

「佐倉市介護施設等物価高騰対策支援金」 よくある質問・回答

質問		回答
事業内容	事業の目的は何か。	市内に所在する介護保険施設等に対し、支援金を交付することにより、エネルギー等物価高騰の影響を受けている施設等の負担を軽減し、もって当該施設に入所する高齢者の生活環境を維持することを目的とします。
	支援金の交付額は、なぜ定員一人につき、25,000円が基準なのですか。	複数の施設にヒアリング等を行い、電気・ガス、食料品などの価格高騰による支援額を一人あたり年間50,000円と算定しました。千葉県実施済みの「社会福祉施設等物価高騰対策支援事業（高齢者施設分）給付金」が半年相当分の補助とあることから、佐倉市も同様に半年相当分として25,000円を基準額としました。
	通所系施設の支援金の交付額は、25,000円が基準額となっていて、かつ、その1/3なのですか。	前設問同様に千葉県と同様に半年相当分として額を25,000円を基準とし、そこから、通所系の稼働時間（利用時間）を8時間前後と見込み、1日の1/3として算定しました。
	支援金の使用用途の決まりはありますか。受給後に別途、使用用途の報告等を市にする必要はありますか。	支援金の用途の決まりはありません。また、『佐倉市物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書』をもって、実績報告とします。したがって、別途、実績報告等の提出は必要ありません。
	支援金の交付を受けた場合は、利用者負担を増やしてはいけないうか。	支援金の交付を受ける要件ではありませんが、本事業の趣旨を御理解の上、御対応願います。
対象施設等	特養・老健等に併設の短期入所生活介護、通所介護事業所は対象になりますか。	併設の短期入所生活介護・通所介護については、施設本体で給付されることから、対象外としています。同様に、短期入所生活介護に通所介護事業を併設している場合は、短期入所生活介護を対象とし、通所介護分は対象外となります。
	なぜ、訪問系は対象外なのでしょう。	入所系施設は、24時間365日稼働、通所系施設も1日の1/3余りをほぼ毎日稼働しているため、施設運営に物価高騰の影響を大きく受けていることから、利用者の生活環境の維持を図る必要があると考え、支援を行うものです。
	有料老人ホームは、佐倉市物価高騰対策支援金交付事業の対象ですか。	有料老人ホームは、今回の事業の対象ではありません。物価高騰分を利用料に転嫁することが難しい介護保険施設等を対象としています。ご理解ください。
	高齢者施設と障害者施設の両方を運営している場合、両方とも申請できますか。	同一施設で、障害者施設と高齢者福祉施設の両方を運営している場合は、どちらか一方での申請（支給）となります。まず、障害福祉課に、ご確認願います。
	基準日（7月1日）現在は、開所しておりますが、申請受付以降で休所を予定しています。支援金の対象になりますか。	休止・廃止の予定がある場合は、申請できません。
定員関係	入所者（利用者）数が定員数よりも少ないのですが、定員数で申請してよろしいですか。	支援金の交付額は入所者数や利用者数ではなく、利用定員数で算定します。令和7年7月1日現在の利用定員数で申請してください。 なお、休止しているユニットがある場合は、利用定員数には含めないでください。
	営業時間を2単位（3単位）と、分けて実施している通所事業所の場合の利用定員は、合計人数でよいのでしょうか。	1単位当たりの人数を記載してください。 例 ①9：00～12：00 10人 ②13：30～16：30 10人 この場合の利用定員は 10人 です。
	小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用定員は、通いサービスの定員と宿泊定員を合計してよいですか。	通所系サービス事業所として算定するため、通いの定員のみを申請してください。

申請関係	申請期間はいつからいつまでですか。	申請については令和7年8月1日（金）から11月28日（金）までの受付となります。
	交付の申請は事業所・施設毎になりますか。まとめて申請できますか。	法人が、運営する施設・事業所をまとめて申請してください。
	同一の施設において、異なる介護事業所番号で複数回申請できますか。	1施設当たり、申請は1回となります。
	軽費老人ホームは、介護保険事業者番号がありませんが、どのようにすればよいですか。	事業者番号は空欄で提出ください。
	電気代等を支払った証拠書類を提出する必要はありますか。	電気代等を支払った証拠書類を提出する必要はありません。
	令和7年度7月以前に、運営する法人が変わりました。以前の法人と按分する必要がありますか。	基準日時点での運営法人からの申請してください。按分する必要はありません。
	通所系サービス事業所の支援金の計算で端数が出た場合千円未満切り捨てとありますが、複数の事業所の合計額を千円未満切り捨てた額で交付申請すればいいですか？	事業所ごとに千円未満切り捨てていただき、その合計額で交付申請してください。 例 A事業所 10人×25,000円×1/3=83,333.333…≒83,000円 B事業所 20人×25,000円×1/3=166,666.666…≒166,000円 交付申請額 83,000円+166,000円=249,000円
	施設名義の口座を振込先口座としてよろしいですか。	振込先口座は、法人名義の口座をお願いします。
	郵便で申請する場合は、書留郵便で提出する必要はありますか。	書留郵便が必須というわけではありませんが、配達記録等が残る郵便を利用される方が望ましいと思われます。
	電子メールやFAXで申請できますか。	可能です。 ただし、FAXの場合は、送信後介護保険課（043-484-6174）へご連絡ください。
	申請後の流れは、どのようになりますか。	審査を行い、内容に不備が無い場合は、交付決定通知を郵送後、給付金を指定の振込先口座に振り込みます。なお、申請に不備がある場合は修正をお願いする場合がありますので、ご承知願います。
	振込時期はいつ頃ですか。	申請件数の状況等にもよりますが、申請から約3週間程度を見込んでいます。